

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第97号

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市児童福祉センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第138号）の施行期日は、平成28年4月1日とする。

(児童福祉センター)